

東部環境美化センター及び汚泥再生処理センターの搬入手数料を値上げします

南部広域行政組合が管理運営している東部環境美化センター(ごみ処理施設)、汚泥再生処理センターでは、処理に係る燃料費等の高騰などの影響を受け、処理経費が年々増加しています。特に東部環境美化センターでは、一般搬入(自己搬入)によるごみの直接持込みも増加しており、施設の管理運営等に影響を及ぼしています。

これらの状況を踏まえ、増大するごみの発生抑制と排出者へ適正な経費負担を求めるため、4月1日から「事業系収集ごみ」及び「一般搬入(自己搬入)ごみ」の処理手数料及び「し尿及び浄化槽汚泥」の処理手数料を下記のとおり値上げ改定します。

①東部環境美化センター・・・ごみ処理手数料

3月31日まで
「事業系収集ごみ」「一般搬入(自己搬入)ごみ」
10キログラム当たり 100円

4月1日から
「事業系収集ごみ」「一般搬入(自己搬入)ごみ」
10キログラム当たり 150円 10キログラム当たり 200円

②汚泥再生処理センター・・・し尿等処理手数料

3月31日まで
10キログラム当たり 4円

4月1日から
10キログラム当たり 10円



ご理解、ご協力、よろしくお願いします。

お問い合わせ：環境安全課 環境保全係 TEL:098-945-5018

2月7日(土)は「西原町教育の日」です

家庭・地域・学校の連携のもと、教育に対する意識と関心を高め、教育環境の充実・発展を図るため、「第20回西原町教育の日」に講演会や表彰を行いますので、ぜひご来場ください。

各校(園)		会場(さわふじ未来ホール)					
		13:45	14:10		14:25	15:50	16:40
授業参観 (午前中)	受付	アトラクション (坂田小学校 学級合唱)	開会	実践発表 (家庭地域部会)	教育講演会 「学校に行きたい」を笑顔で始めるために 講師：内田篤氏（浦添市教育委員会）	表彰 ・教育実践賞表彰 ・青少年健全育成表彰	閉会

お問い合わせ：教育総務課 教育総務係 TEL:098-945-3655

小中学校の通学区域の見直しについて

現在、本町では、西原南小学校の小規模校(過疎化)及び坂田小学校の大規模校(過密化)の解消を図るために、また、小学校区と中学校区を統一するため、令和9年度からの通学区域の見直しに向けた検討を行っています。

去る9月に実施したアンケートの結果や現在行われている審議会の内容等については、町ホームページに掲載していますのでご確認ください。



詳細はこちら▶

お問い合わせ：教育委員会 教育総務課 学務係 TEL:098-945-5039

小中学校の指定校変更について

本町では、居住地によって小中学校の指定校が定められていますが、西原南小学校については、過疎化解消のため、すべての通学区域から通学することができます。また、坂田小学校区については、過密化解消のため、どの小学校にも通学することができます。(いずれも指定校の変更申請が必要となります。)

また、それ以外の理由でも指定校を変更できる場合があります。詳しくは、町ホームページに掲載の指定校変更基準をご確認ください。



詳細はこちら▶

セグロウリミバエの緊急防除が延長されました

ウリ科を始め幅広い果実に寄生する害虫のセグロウリミバエは、不妊虫等を用いた防除が実施されていますが、本島及び周辺離島で発生が確認されていることから、農林水産省が実施する、セグロウリミバエの緊急防除の期間が令和9年3月末まで延長されました。緊急防除の延長に伴い、引き続き寄主植物の果実等(※移動検査に合格した果実を除く)を防除区域外への持ち出しが制限されます。町民の皆さんには引き続き、セグロウリミバエの防除対策にご協力をお願いします。

農家の皆さまへ

- ①移動制限の対象となる植物を栽培される農家で、移動検査の申請がまだの方、または栽培される植物や圃場の位置などに変更がある方は、圃場の位置する市町村へご相談ください。
- ②害虫防除、栽培施設の管理、不要な果実の処分の徹底をしてください。

町民の皆さまへ

- ③家庭菜園では、特に寄生されやすいウリ科植物の栽培は控えるようお願いします。
- ④移動制限の対象植物の果実は、防除区域外へ原則、持ち出し(発送)できません。

ご注意ください。

主に、野外で放置されたウリ科果実で寄生が確認されています。

不用な果実の早期片付けが重要な防除対策です。



重要：不要な果実の早期片付け

セグロウリミバエの寄主植物(移動制限の対象植物の一例) ※詳細は、沖縄県HPをご確認ください。

ウリ科植物(全て) ゴーヤー、ヘチマ、カボチャ、トウガラ、スイカ、キュウリ等

ナス科 トマト(ミニトマト含む)、ピーマン、トウガラシ、インゲンマメ ※ナスは対象外

果樹 パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、グアバ、パパイヤ等

セグロウリミバエ

お問い合わせ

- ・セグロウリミバエについて 沖縄県農林水産部営農支援課 TEL:098-866-2280
- ・移動制限について 那霸植物防疫事務所 TEL:098-868-1679
- ・移動検査の申請について 西原町役場産業観光課 TEL:098-945-4540



成虫



幼虫

セグロウリミバエによる寄生果実発見に伴いベイト剤を散布しています

発見箇所から半径100m内に生えている雑草や木々の葉裏などに散布します。

農作物や住宅敷地内への散布は行いません。

町民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。



セグロウリミバエについて(沖縄県HP)▶



お問い合わせ：西原町役場 産業観光課 TEL:098-945-4540

借地のてるまさ

貸すだけの土地活用

地主様 マンション用地として土地をお貸出し

前払地代 + 毎月の借地料をお支払い

照正組

●期間満了時には更地にしてお返しいたします。
●地主様は建築費などの借り入れはございません。

大家さん になろう

0120-083-276

照正組

●期間満了時には更地にしてお返しいたします。
●地主様は建築費などの借り入れはございません。